国土交通省

「高崎」ナンバーがスタートします！

平成18年10月10日交付開始

導入について

従来、自動車のナンバープレートに表示されている地域名は、自動車を使用している地域を管轄する運輸支局や自動車検査登録事務所の名称等を表示してきましたが、地域振興や観光振興に大きな効果があるとする自治体の熱意や強い要望に応えるため、運輸支局等の有無にかかわらず、新たな地域名表示ナンバープレートの導入をするものです。

関東運輸局群馬運輸支局

高崎ナンバーQ&A

平成18年10月10日からご当地ナンバー（高崎ナンバー）がスタートします。
対象となるのは、高崎市（旧群馬町、箕郷町、倉渕村、新町含む）、安中市（旧松井田町含む）、榛名町（平成18年10月1日高崎市に合併予定）に使用の本拠の位置のある自動車及び126cc以上の二輪車です。

Q1 高崎ナンバーになるのは群馬県のどこの地域？

A1 対象地域（高崎市、安中市、榛名町）に使用の本拠の位置のある自動車です。（右ページ地図「高崎ナンバー交付地域」のオレンジ色の地域）。

Q2 高崎にある群馬ナンバーの車は高崎ナンバーに変わってしまうの？

A2 現在付いている群馬ナンバーはそのままです。しかし、新たに付与されるナンバーはすべて高崎ナンバーになります。
注意　本人の希望によりナンバーを変更しようとするときは、高崎ナンバーに変えられます。

Q3 高崎ナンバーになるのはどんなとき？

A3
- 対象地域内に使用の本拠の位置を置く自動車を新規登録をするとき。
- 対象地域内に使用の本拠の位置のある自動車が構造変更等により用途を変更しナンバーが変わるとき。⇒例：改造してステーションワゴンがキャンピングカーになった場合など。
- 対象地域以外の所から対象地域の中に使用の本拠の位置を変更するとき。⇒例：前橋市(右地図灰色の地域)在住の人から高崎市(右地図ｵﾚﾝｼﾞ色の地域)在住の人が車を譲り受けた場合など。
- 対象地域内に使用の本拠の位置のある自動車のナンバーを毀損や汚損又は紛失によって変更　しようとするとき。

注意　高崎ナンバーの交付地域から他の群馬県内に使用の本拠の位置を変更するときは群馬ナンバーに変わります。⇒例：高崎市在住(右地図A)の人から前橋市在住(右地図B)の人が車を譲り受けた場合など。

Q4 高崎ナンバーと群馬ナンバーは選べるの？

A4 選ぶことはできません。対象地域内で新たに付けられるのは高崎ナンバーだけであり、また、県内の対象地域外では群馬ナンバーだけです。

Q5 高崎ナンバーにするのにはどのような書類が必要なの？

A5 申請によって様々なので、下記を参考にして下さい。
国土交通省関東運輸局ホームページ（http://www.ktt.mlit.go.jp/）
登録関係ヘルプディスク(TEL:050－5540－2021)

高崎ナンバー交付地域

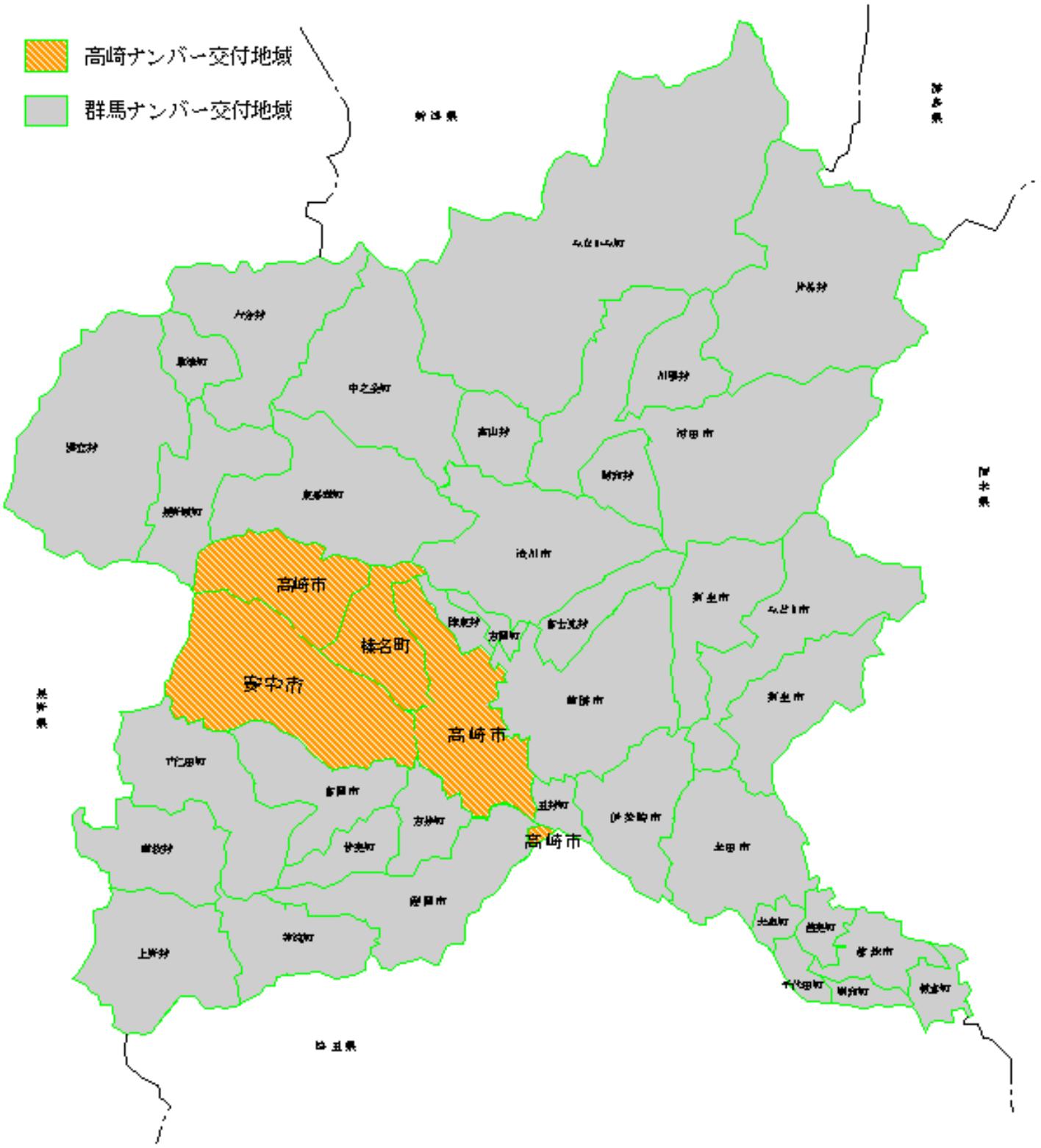

国土交通省
関東運輸局

群馬運輸支局

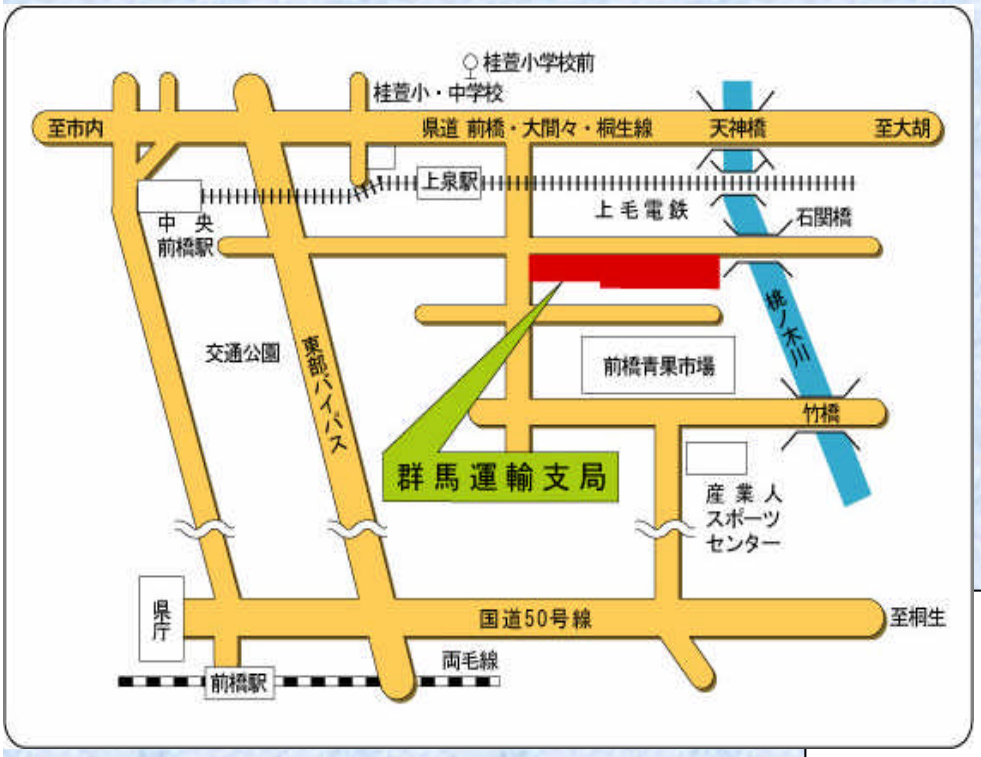

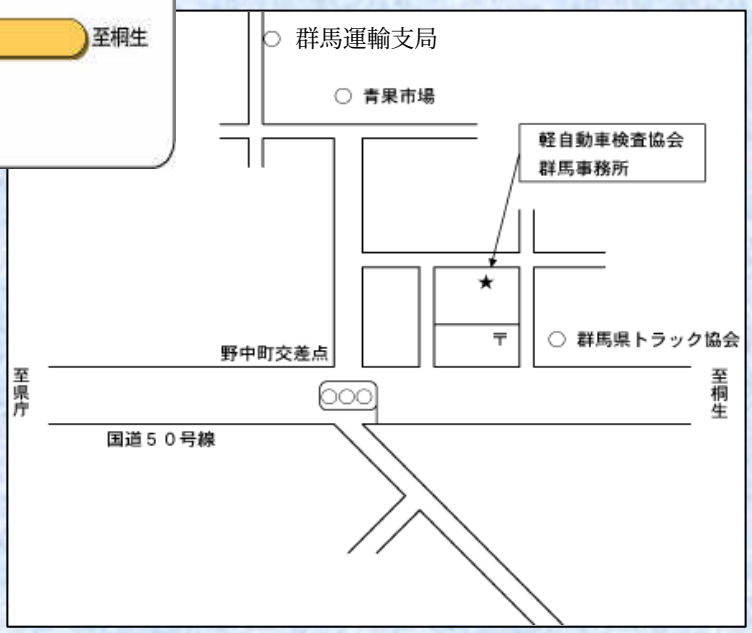

所在地　〒371-0007　群馬県前橋市上泉町３９９番地の１
登録ヘルプデスク　０５０－５５４０－２０２１
申請受付　月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)
午前　８：４５～１１：４５
午後１３：００～１６：００

※　軽自動車(軽二輪を除く)についてのお問い合せ先
軽自動車検査協会群馬事務所
所在地　〒379-2166　群馬県前橋市野中町３２２－１
電話番号：０２７－２６１－４６２１
テレホン案内：０２７－２９０－２２６４

このガイドは、皆様から多く寄せられている質問を抜粋して掲載したものです。